

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-362245

(P2004-362245A)

(43) 公開日 平成16年12月24日(2004.12.24)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
G06F 12/14	G06F 12/14 320C	5B017
G06F 1/00	G06F 1/00 370E	5B035
G06F 15/00	G06F 15/00 330F	5B085
G06K 19/10	H04L 9/00 673D	5J104
H04L 9/32	H04L 9/00 673E	
審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 11 頁) 最終頁に続く		

(21) 出願番号 特願2003-159643 (P2003-159643)
 (22) 出願日 平成15年6月4日(2003.6.4)

(特許庁注：以下のものは登録商標)
 Bluetooth

(71) 出願人 000004226
 日本電信電話株式会社
 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
 (74) 代理人 100064621
 弁理士 山川 政樹
 (74) 代理人 100067138
 弁理士 黒川 弘朗
 (74) 代理人 100098394
 弁理士 山川 茂樹
 (72) 発明者 山口 正泰
 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日
 本電信電話株式会社内
 Fターム(参考) 5B017 BA05 BA07 CA14
 5B035 AA14 BB09 BC01 CA38

最終頁に続く

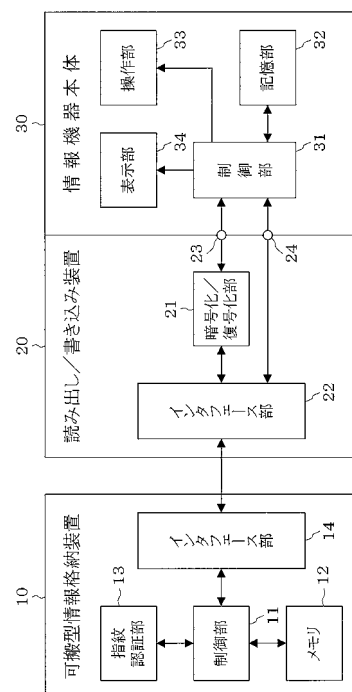
(54) 【発明の名称】 個人情報入力システム、個人情報格納装置および個人情報入力方法

(57) 【要約】

【課題】安全かつ確実に個人情報を保持し、目的の情報機器に対してその個人情報を入力できるようにする。

【解決手段】可搬型個人情報格納装置10に、ユーザから取得した指紋データと予め登録されている指紋データとが一致した場合にユーザを登録者本人であると認証する指紋認証部13を設け、この指紋認証部13により登録者本人であると認証されたときに、メモリ12からの個人情報の読み出しまたはメモリ12への個人情報の書き込みが行われるようにする。これにより、ユーザが指紋データの登録者でない場合には、ユーザから取得した指紋データと登録指紋データとが一致せず、ユーザが登録者本人であるとは認証されないため、メモリ12に対する個人情報の読み出しまたは書き込みは行われない。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

個人情報保持する記憶手段を備えた可搬型の個人情報格納装置と、情報機器本体に接続されかつ前記個人情報格納装置の前記記憶手段から読み出した個人情報を前記情報機器本体に出力するとともに前記情報機器本体から入力された個人情報を前記個人情報格納手段の前記記憶手段へ書き込む読み出し/書き込み装置とからなる個人情報入出力システムにおいて、

前記個人情報格納装置に設けられ、ユーザから取得した生体情報と予め登録されている生体情報とが一致した場合に前記ユーザを登録者本人であると認証する認証手段と、この認証手段により登録者本人であると認証されたときに、前記記憶手段からの前記個人情報の読み出しまたは前記記憶手段への前記個人情報の書き込みを行う制御手段とを備えたことを特徴とする個人情報入出力システム。

10

【請求項 2】

請求項 1 に記載された個人情報入出力システムにおいて、

前記読み出し/書き込み装置は、

前記個人情報格納装置の前記記憶手段に書き込まれる前記個人情報を暗号化する暗号化手段と、

前記個人情報格納装置の前記記憶手段から読み出された暗号化された前記個人情報を復号化する復号化手段と

を備えたことを特徴とする個人情報入出力システム。

20

【請求項 3】

個人情報保持する記憶手段と、この記憶手段から読み出された個人情報を外部装置へ出力するとともに前記記憶手段に書き込まれる個人情報を外部装置から入力するインタフェース手段とを備えた可搬型の個人情報格納装置において、

ユーザから取得した生体情報と予め登録されている生体情報とが一致した場合に前記ユーザを登録者本人であると認証する認証手段を備え、

この認証手段により登録者本人であると認証されたときに、前記記憶手段からの前記個人情報の読み出しまたは前記記憶手段への前記個人情報の書き込みが行われることを特徴とする個人情報格納装置。

30

【請求項 4】

可搬型の個人情報格納装置から個人情報を情報機器本体に読み出し、情報機器本体から個人情報を前記個人情報格納装置に書き込む個人情報入出力方法において、

前記個人情報格納装置で、ユーザから取得した生体情報と予め登録されている生体情報とを照合する第 1 のステップと、

照合の結果、2 つの生体情報が一致した場合に、前記ユーザを登録者本人であると認証する第 2 のステップと、

前記ユーザが登録者本人であると認証されると、前記個人情報格納装置に対して前記個人情報の読み出しまたは書き込みを行う第 3 のステップと

を備えたことを特徴とする個人情報入出力方法。

40

【請求項 5】

請求項 4 に記載された個人情報入出力方法において、

前記第 3 のステップは、

前記個人情報を暗号化してから前記個人情報格納装置に書き込むステップと、

前記個人情報格納装置から読み出された暗号化されている前記個人情報を復号化するステップと

を含むことを特徴とする個人情報入出力方法。

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、個人情報入出力システムに関し、より詳しくは、可搬型の個人情報格納装置を

50

用いる個人情報入出力システムに関する。

また、本発明は、個人情報格納装置に関し、より詳しくは、可搬型の個人情報格納装置に関する。

本発明は、個人情報入出方法に関し、より詳しくは、可搬型の個人情報格納装置を用いる個人情報入出力方法に関する。

【0002】

【従来の技術】

近年、個人情報が格納されたICカードを携帯し、駅の改札や社員食堂などにおいてICカードから支払機に個人情報を転送して電子決済を行う機会が増えている。また、個人の電子ファイルを可搬型フラッシュメモリ内に格納し、このメモリを出張先のパソコンなどに接続して電子ファイルを利用することも日常的になってきた。このように、ICカードや可搬型フラッシュメモリなどの可搬型情報格納装置に個人情報やその関連情報を格納して携帯する方法は、IT社会において個人情報等を持ち運ぶ一般的な方法になりつつある(例えば、特許文献1を参照。)

10

【0003】

【特許文献1】

特開2002-229861号公報

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

しかし、従来の可搬型情報格納装置には、その装置を使用する者がその装置の所有者本人かどうかを識別する機能がない。例えば、ICカード型定期券では、所有者本人かどうかを識別することは不可能である。このため、万一、所有者が可搬型個人情報格納装置を紛失してしまうと、その装置を手に入れた他人が所有者になりすまし、容易に悪用することができるという問題があった。

20

【0005】

本発明はこのような課題を解決するためになされたものであり、その目的は、安全かつ確実に個人情報を保持し、目的の情報機器に対してその個人情報を入出力できる個人情報入出力システムおよび個人情報格納装置を提供することにある。

【0006】

【課題を解決するための手段】

このような目的を達成するために、本発明の個人情報入出力システムは、個人情報を保持する記憶手段を備えた可搬型の個人情報格納装置と、情報機器本体に接続されかつ個人情報格納装置の記憶手段から読み出した個人情報を情報機器本体に出力するとともに情報機器本体から入力された個人情報を個人情報格納手段の記憶手段へ書き込む読み出し/書き込み装置とからなり、個人情報格納装置に設けられかつユーザから取得した生体情報と予め登録されている生体情報とが一致した場合にユーザを登録者本人であると認証する認証手段と、この認証手段により登録者本人であると認証されたときに記憶手段からの個人情報の読み出しまたは記憶手段への個人情報の書き込みを行う制御手段とを備えたことを特徴とする。

30

このシステムにおいては、ユーザが生体情報の登録者でない場合には、ユーザから取得した生体情報と登録生体情報とが一致せず、ユーザが登録者本人であるとは認証されないのので、記憶手段に対する個人情報の読み出しまたは書き込みは行われない。

40

【0007】

また、読み出し/書き込み装置が、個人情報格納装置の記憶手段に書き込まれる個人情報を暗号化する暗号化手段と、個人情報格納装置の記憶手段から読み出された暗号化された個人情報を復号化する復号化手段とを備えるようにしてもよい。記憶手段に書き込まれる個人情報を暗号化手段で暗号化することにより、たとえ個人情報格納装置が盗まれたとしても、記憶手段の内容が読み取られる可能性が小さくなる。

【0008】

また、本発明の個人情報格納装置は、個人情報を保持する記憶手段と、この記憶手段から

50

読み出された個人情報を入力するとともに記憶手段に書き込まれる個人情報を外部装置から入力するインタフェース手段と、ユーザから取得した生体情報と予め登録されている生体情報とが一致した場合にユーザを登録者本人であると認証する認証手段とを備え、この認証手段により登録者本人であると認証されたときに、記憶手段からの個人情報の読み出しまたは記憶手段への個人情報の書き込みが行われることを特徴とする。

この装置においては、ユーザが生体情報の登録者でない場合には、ユーザから取得した生体情報と登録生体情報とが一致せず、ユーザが登録者本人であるとは認証されないため、記憶手段に対する個人情報の読み出しまたは書き込みは行われない。

【0009】

また、本発明の個人情報入出力方法は、可搬型の個人情報格納装置で、ユーザから取得した生体情報と予め登録されている生体情報とを照合する第1のステップと、照合の結果、2つの生体情報が一致した場合に、ユーザを登録者本人であると認証する第2のステップと、ユーザが登録者本人であると認証されると、個人情報格納装置に対して個人情報の読み出しまたは書き込みを行う第3のステップとを備えたことを特徴とする。

この方法においては、ユーザが生体情報の登録者でない場合には、ユーザから取得した生体情報と登録生体情報とが一致せず、ユーザが登録者本人であるとは認証されないため、個人情報格納装置に対する個人情報の読み出しまたは書き込みは行われない。

【0010】

また、第3のステップは、個人情報を暗号化してから個人情報格納装置に書き込むステップと、個人情報格納装置から読み出された暗号化されている個人情報を復号化するステップとを含むようにしてもよい。個人情報格納装置に書き込まれる個人情報を暗号化することにより、たとえ個人情報格納装置が盗まれたとしても、格納されている個人情報が読み取られる可能性が小さくなる。

【0011】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の一実施の形態について、図面を参照して詳細に説明する。

図1は、本発明の一実施の形態に係る個人情報入出力システムの全体構成を示すブロック図である。この個人情報入出力システムは、パソコンなどの情報機器本体30と、情報機器本体30に接続されて使用される読み出し/書き込み装置20と、ICカードや可搬型フラッシュメモリなどの可搬型個人情報格納装置10とから構成される。

【0012】

可搬型個人情報格納装置10は、装置内の各部の動作を制御する制御部11と、個人情報を保持するメモリ(記憶手段)12と、ユーザから取得した指紋データを基にそのユーザが登録者本人であることの認証を行う指紋認証部13と、読み出し/書き込み装置20との間で信号の送受信を行うインタフェース部14とを有している。ここで、「ユーザ」とは可搬型個人情報格納装置10を現に使用しようとする者をいい、「登録者」とは可搬型個人情報格納装置10に予め自己の指紋を登録した者をいう。なお、可搬型個人情報格納装置10には、電源として電池が内蔵されていてもよい。

【0013】

読み出し/書き込み装置20は、個人情報を暗号化するとともに暗号化された個人情報を復号化する暗号化/復号化部21と、可搬型個人情報格納装置10との間で信号の送受信を行うインタフェース部22とを有している。

【0014】

情報機器本体30は、機器内の各部の動作を制御する制御部31と、制御部31を動作させるための制御プログラムや個人情報などを保持する記憶部32と、ユーザが操作を行うための操作部33と、各種情報を表示する表示部34とを有している。情報機器本体30と読み出し/書き込み装置20の間では、入出力ポート23を介して個人情報の送受信が行われ、制御ポート24を介して制御信号の送受信が行われる。

【0015】

図2は、可搬型個人情報格納装置10の指紋認証部13の構成を示すブロック図である。

指紋認証部 13 は、ユーザの指紋を読み取り指紋データを取得する指紋センサ 13 A と、登録者の指紋データ（以下、登録指紋データという）を保持するメモリ 13 B と、ユーザの指紋データと登録指紋データとを照合する照合回路 13 C とから構成される。指紋センサ 13 A の一例としては、約 150 μ m 間隔でマトリクス状に複数配置され指紋の凹凸により容量が変化する容量素子と、容量素子に形成される容量を検出する複数の容量検出回路と、すべての容量検出回路によって検出された容量を濃淡に変換して画像データを生成する処理回路とからなるものがある。処理回路により生成された画像データを指紋データと呼んでいる。照合回路 13 C においては、画像のパターンマッチング技術を利用して指紋データを照合する。照合の結果、ユーザの指紋データと登録指紋データとが一致すると、ユーザが登録者本人であると認証される。

10

【0016】

図 3 は、可搬型個人情報格納装置 10 の外観を示す図である。指紋認証部 13 の指紋センサ 13 A は可搬型個人情報格納装置 10 のケース 15 の表面に設けられている。指紋センサ 13 A の位置は、図 4 に示すようにユーザが可搬型個人情報格納装置 10 を手に持って情報機器（情報機器本体 30 に読み出し/書き込み装置 20 が接続されたもの）に接続しようとしたときに、ユーザの指が触れやすい位置にするとよい。これにより、ユーザが可搬型個人情報格納装置 10 を使用する際に、指紋センサ 13 A がユーザの指紋を確実に読み取ることができる。指紋センサ 13 A を除く可搬型個人情報格納装置 10 の他の構成要素は、ケース 15 の内部に収容されている。

【0017】

次に、本実施の形態に係る個人情報入出力システムの動作について説明する。

まず、事前に可搬型個人情報格納装置 10 に指紋データを登録するときの動作について、図 5 を参照して説明する。

可搬型個人情報格納装置 10 のコネクタ 16 を、情報機器本体 30 に接続された読み出し/書き込み装置 20 のコネクタ（図示せず）に差し込む。これにより、可搬型個人情報格納装置 10 と読み出し/書き込み装置 20 とが電氣的に接続されると（ステップ S1, YES）、読み出し/書き込み装置 20 から可搬型個人情報格納装置 10 へ電力が供給される（可搬型個人情報格納装置 10 に電池が内蔵されている場合には、読み出し/書き込み装置 20 からの電力供給は不要。以下同様）。

【0018】

自己の指紋を可搬型個人情報格納装置 10 に登録しようとする者は、可搬型個人情報格納装置 10 の指紋センサ 13 A の上に所定の指を置いた状態で、情報機器本体 30 の操作部 33 から指紋登録を命令する。これにより、指紋登録命令が情報機器本体 30 の制御部 31 から制御ポート 24、読み出し/書き込み装置 20 のインタフェース部 22 を介して、可搬型個人情報格納装置 10 へ送信される（ステップ S2）。

指紋登録命令を受信した可搬型個人情報格納装置 10 では、制御部 11 により指紋認証部 13 を制御して、指紋センサ 13 A の上に置かれている指の指紋を読み取り、得られた指紋データをメモリ 13 B に書き込む（ステップ S3）。これにより指紋登録が完了する。

【0019】

次に、指紋登録がなされている可搬型個人情報格納装置 10 に、事前にユーザ ID および個人情報を格納するときの動作について、図 6 を参照して説明する。

予めユーザ ID および個人情報を情報機器本体 30 の記憶部 32 に用意しておく。可搬型個人情報格納装置 10 のコネクタ 16 を読み出し/書き込み装置 20 のコネクタ（図示せず）に差し込み、可搬型個人情報格納装置 10 と読み出し/書き込み装置 20 とが電氣的に接続されると（ステップ S11, YES）、読み出し/書き込み装置 20 から可搬型個人情報格納装置 10 へ電力が供給される。

【0020】

このとき、ユーザの指が可搬型個人情報格納装置 10 の指紋センサ 13 A に触れていれば（ステップ S12, YES）、制御部 11 により指紋認証部 13 を制御し、指紋照合を行う。具体的には、まず、指紋センサ 13 A に触れているユーザの指紋を読み取る。その一

50

方で、メモリ13Bから登録指紋データを読み出す。そして、ユーザの指紋データと登録指紋データとを照合回路13Cにおいて照合する(ステップS13)。その結果、2つの指紋データが一致すれば(ステップS14, YES)、ユーザを登録者本人であると認証し、その旨を示す本人認証通知を制御部11よりインタフェース部14を介して読み出し/書き込み装置20へ送信する(ステップS15)。本人認証通知は、読み出し/書き込み装置20のインタフェース部22、制御ポート24を介して、情報機器本体30に入力される。

【0021】

本人認証通知が入力された情報機器本体30では、制御部31の制御により記憶部32からユーザIDおよび個人情報を読み出し、入出力ポート23を介して読み出し/書き込み装置20へ出力する。読み出し/書き込み装置20では、入力されたユーザIDおよび個人情報を暗号化/復号化部21において暗号化し(ステップS16)、インタフェース部22を介して可搬型個人情報格納装置10へ送信する。可搬型個人情報格納装置10では、インタフェース部14を介して受信された暗号化されたユーザIDおよび個人情報を、制御部11の制御によりメモリ12に書き込む(ステップS17)。これにより、可搬型個人情報格納装置10へのユーザIDおよび個人情報の格納が完了する。

10

【0022】

一方、指紋照合においてユーザの指紋データと登録指紋データとが一致しなければ(ステップS14, NO)、ユーザを登録者本人であるとは認証できないので、可搬型個人情報格納装置10の制御部11よりエラーメッセージを読み出し/書き込み装置20を介して情報機器本体30へ送信する(ステップS18)。情報機器本体30では、制御部31により表示部34を制御してエラーが発生したことを表示し、個人情報を可搬型個人情報格納装置10に書き込むことができなかつたことをユーザに知らせる。

20

【0023】

なお、ここでは指紋照合に際して可搬型個人情報格納装置10の制御部11が自立的にその制御を行う例を説明したが、情報機器本体30の制御部31より送信される指紋照合命令にしたがって可搬型個人情報格納装置10において指紋照合を行うようにしてもよい。

【0024】

次に、可搬型個人情報格納装置10からユーザIDおよび個人情報を読み出すときの動作について、図7を参照して説明する。なお、可搬型個人情報格納装置10には、すでに指紋登録がなされており、かつ、ユーザIDおよび個人情報が格納されているものとする。可搬型個人情報格納装置10のコネクタ16を読み出し/書き込み装置20のコネクタ(図示せず)に差し込み、可搬型個人情報格納装置10と読み出し/書き込み装置20とが電氣的に接続されると(ステップS21, YES)、読み出し/書き込み装置20から可搬型個人情報格納装置10へ電力が供給される。

30

【0025】

このとき、ユーザの指が可搬型個人情報格納装置10の指紋センサ13Aに触れていれば(ステップS22, YES)、制御部11により指紋認証部13を制御して、指紋照合を行う。具体的には、まず、指紋センサ13Aに触れているユーザの指紋を読み取る。その一方で、メモリ13Bから登録指紋データを読み出す。そして、ユーザの指紋データと登録指紋データとを照合回路13Cにおいて照合する(ステップS23)。その結果、2つの指紋データが一致すれば(ステップS24, YES)、ユーザを登録者本人であると認証する。すると、制御部11の制御によりメモリ12に格納されている暗号化されたユーザIDおよび個人情報を読み出し、インタフェース部14を介して読み出し/書き込み装置20へ送信する(ステップS25)。

40

【0026】

読み出し/書き込み装置20では、インタフェース22を介して受信された暗号化されたユーザIDおよび個人情報を、暗号化/復号化部21において復号化して元のユーザIDおよび個人情報に戻し(ステップS26)、入出力ポート23を介して情報機器本体30内の必要箇所へ送る。このように、本人認証が行われるとすぐに、ユーザIDおよび個人

50

情報が情報機器本体 30 内の必要箇所へ送られる。

【0027】

一方、指紋照合においてユーザの指紋データと登録指紋データとが一致しなければ（ステップ S24, NO）、ユーザが登録者本人であるとは認証できないので、可搬型個人情報格納装置 10 の制御部 11 よりエラーメッセージを読み出し/書き込み装置 20 を介して情報機器本体 30 へ送信する（ステップ S27）。情報機器本体 30 では、制御部 31 により表示部 34 を制御してエラーが発生したことを表示し、個人情報を可搬型個人情報格納装置 10 から読み出すことができなかつたことをユーザに知らせる。

【0028】

なお、ここでは指紋照合に際して、可搬型個人情報格納装置 10 の制御部 11 が自立的にその制御を行う例を説明したが、情報機器本体 30 の制御部 31 より送信される指紋照合命令にしたがって、可搬型個人情報格納装置 10 において指紋照合を行うようにしてもよい。 10

また、ユーザ ID および個人情報の読み出しに際して、可搬型個人情報格納装置 10 の制御部 11 が自立的にその制御を行う例を説明したが、本人認証後、可搬型個人情報格納装置 10 の制御部 11 より本人認証通知を送信し、これを受信した情報機器本体 30 の制御部 31 より送信される読み出し命令にしたがって、可搬型個人情報格納装置 10 においてユーザ ID および個人情報の読み出しを行うようにしてもよい。

【0029】

以上のように、可搬型個人情報格納装置 10 において指紋を用いた本人認証を行い、本人であると認証されたときに個人情報の読み出しまたは書き込みを行なうようにした。このため、ユーザが本人でない場合には読み出しまたは書き込みを行えないので、他人による成りすまし利用を未然に防止することができる。 20

また、可搬型個人情報格納装置 10 に格納される個人情報を暗号化するようにしたので、たとえ可搬型個人情報格納装置 10 が盗まれたとしても、格納されている個人情報が読み取られる可能性は小さい。その一方、可搬型個人情報格納装置 10 を読み出し/書き込み装置 20 に接続して利用する場合には、可搬型個人情報格納装置 10 から暗号化された個人情報を読み出す際、これを読み出し/書き込み装置 20 において復号化することにより、情報機器本体 30 では暗号化前の個人情報を利用することができる。

【0030】

なお、本実施の形態では、可搬型個人情報格納装置 10 と読み出し/書き込み装置 20 とをコネクタを介して接続する例を示したが、具体的には USB (Universal Serial Bus) や IEEE 1394 等のインタフェース技術を適用できる。また、このような有線インタフェース技術に限定されるわけではなく、Bluetooth 等の無線インタフェース技術や、IrDA 等の赤外線インタフェース技術を利用してもよい。このように無線インタフェース技術等を利用することにより、コネクタ接続部分を探す手間が省け、一層使い勝手のよいシステムを実現できる。具体的には、非接触型の IC カードに指紋認証部 13 を内蔵する例が挙げられる。 30

【0031】

また、本実施の形態では、可搬型個人情報格納装置 10 において本人認証を行うのに指紋を用いる例を示したが、指紋の代わりに本人と他人とを区別できる他の生体情報を用いて本人認証を行なうようにしてもよい。 40

また、本実施の形態では、読み出し/書き込み装置 20 と情報機器本体 30 とが別体である例を示したが、読み出し/書き込み装置 20 の諸機能が当初から情報機器に組み込まれているものであってもよい。

【0032】

また、図 1 には可搬型個人情報格納装置 10 が制御部 11 を有する例を示したが、図 8 に示す可搬型個人情報格納装置 110 のように制御部を有していなくてもよい。この場合、可搬型個人情報格納装置 110 の各部の制御は情報機器本体 30 の制御部 31 によって直接行われる。例えば、指紋認証部 13 における指紋照合や、メモリ 12 からのユーザ ID 50

および個人情報の読み出しが、情報機器本体 30 からの命令に基づいて行われる。

【0033】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明では、ユーザから取得した指紋データと予め登録されている指紋データとが一致した場合にユーザを登録者本人であると認証し、登録者本人であると認証されたときに記憶手段に対する個人情報の読み出しまたは書き込みを行なうようにした。このため、ユーザが指紋データの登録者でない場合には、読み出しまたは書き込みを行えないので、他人による成りすまし利用を未然に防止することができる。

【0034】

また、本発明では、記憶手段に書き込まれる個人情報を暗号化手段で暗号化することにより、たとえ個人情報格納装置が盗まれたとしても、記憶手段の内容が読み取られる可能性が小さくなる。その一方、個人情報格納装置を読み出し/書き込み装置に接続して利用する場合には、記憶手段から暗号化された個人情報を読み出す際、これを復号化手段で復号化することにより、情報機器本体では暗号化前の個人情報を利用することができる。

10

【0035】

したがって、本発明によれば、個人情報格納装置で安全かつ確実に個人情報を保持し、その個人情報を目的の情報機器で利用できるようになる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の一実施の形態に係る個人情報入出力システムの全体構成を示すブロック図である。

20

【図2】可搬型個人情報格納装置の指紋認証部の構成を示すブロック図である。

【図3】可搬型個人情報格納装置の外観を示す図である。

【図4】個人情報入出力システムの使用イメージを示す図である。

【図5】可搬型個人情報格納装置に指紋登録をするときの動作の流れを示すフローチャートである。

【図6】可搬型個人情報格納装置にユーザIDおよび個人情報を格納するときの動作の流れを示す図である。

【図7】可搬型個人情報格納装置からユーザIDおよび個人情報を読み出すときの動作の流れを示す図である。

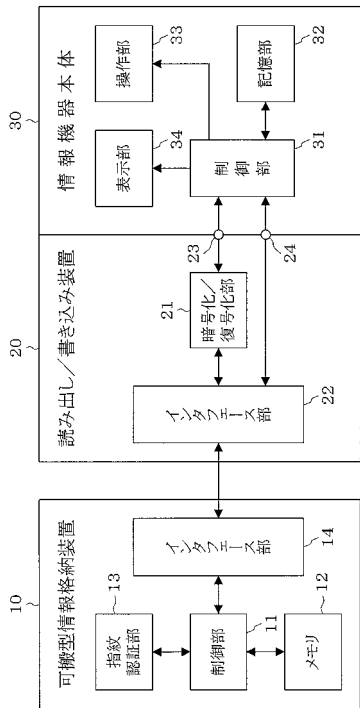
【図8】本発明の他の実施の形態に係る個人情報入出力システムの全体構成を示すブロック図である。

30

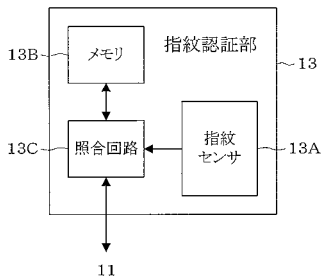
【符号の説明】

10, 110...可搬型個人情報格納装置、11...制御部、12...メモリ、13...指紋認証部、13A...指紋センサ、13B...メモリ、13C...照合回路、14...インタフェース部、15...ケース、16...コネクタ、20...読み出し/書き込み装置、21...暗号化/復号化部、22...インタフェース部、23...入出力ポート、24...制御ポート、30...情報機器本体、31...制御部、32...記憶部、33...操作部、34...表示部。

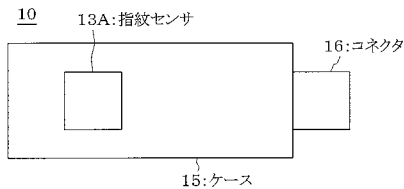
【 図 1 】



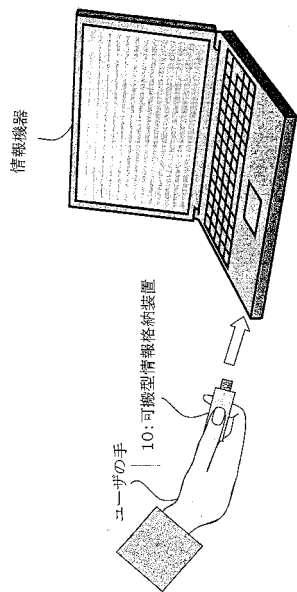
【 図 2 】



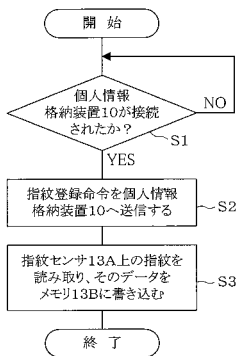
【 図 3 】



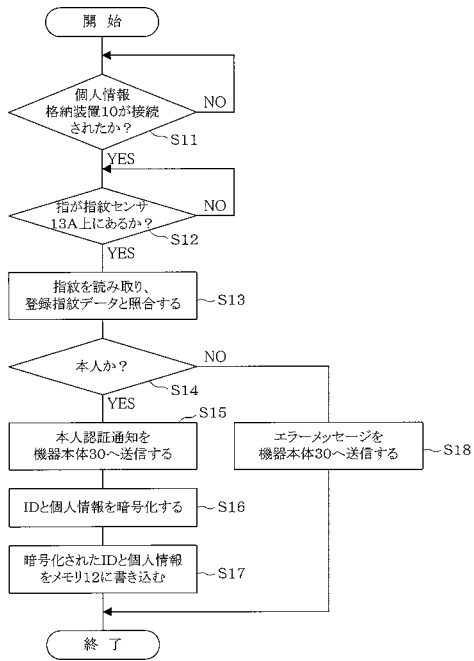
【 図 4 】



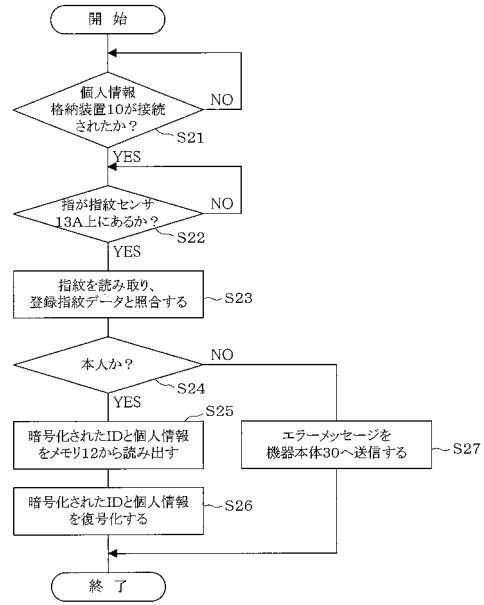
【 図 5 】



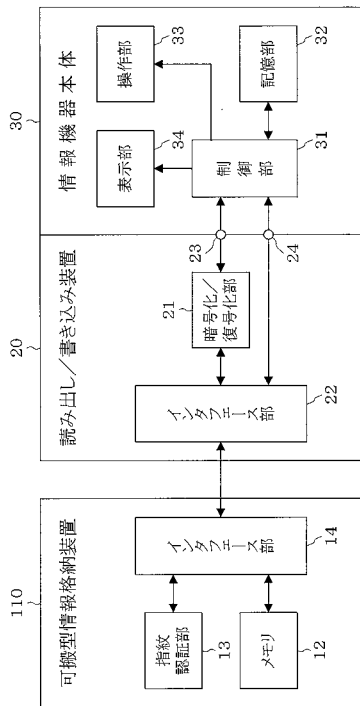
【図6】



【図7】



【図8】



フロントページの続き

(51)Int.Cl.⁷

F I

テーマコード(参考)

G 0 6 K 19/00

S

Fターム(参考) 5B085 AA08 AE23 AE25 AE26 AE29 BG02 BG04 BG07
5J104 KA01 KA17 NA38 NA41